様式３

会　　議　　録

会議名 （審議会等名）		第４回相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定に関する検討委員会		
事務局 （担当課）		市民協働推進課　電話０４２－７６９－８２２６（直通）		
開催日時		令和８年９月２５日（金）　午後６時００分～午後８時３０分		
開催場所		けやき会館２階　大研修室及びオンライン		
出席者	委　員	８人（別紙のとおり）		
	その他	０人		
	事務局	４人（市民協働推進課長、同課総括主幹他２人）		
公開の可否		■可　□不可　□一部不可	傍聴者数	０人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		１　開　会 ２　議　題 （１）自治会活動の推進に係る条例の構成、骨子及び名称について （２）自治会活動の推進に係る条例の答申案について ３　閉　会		

審　議　経　過

１　開会

２　議題

（１）自治会活動の推進に係る条例の構成、骨子及び名称について

【主な意見等】

（星委員）　前文は分かりやすく、親しみやすい表現が多い。前文を読んで条文も読みたくなる内容だと感じた。

（大木副委員）　資料１の１０ページ「地域住民」の役割にある「自治会への加入の検討」という表現のうち、「検討」という言葉が気になる。検討した結果、加入しないことにつながらないか懸念している。

（事務局）　先行自治体の事例として、近年制定された札幌市、岡山市、新宿区の条例では、「自治会活動への参加・協力に努めるものとする」といった規定を設けている。加入に関する規定は慎重な検討を要するものであり、先行自治体でも様々な議論があったと聞いている。憲法上保障される結社の自由には、団体を結成・加入する自由だけでなく、加入しない自由も含まれる。そのため、先行自治体では、加入しない自由にも配慮し、活動への参加・協力に努めるという表現にしたと聞いている。
市としては、自治会が地域コミュニティの中心であることから加入していただきたいと考えているが、加入は自由意思によることにも最大限配慮し、「加入の検討に努める」という表現としているものである。

（加藤委員）　「努める」をどのような意味で捉え、定義するかが重要である。努力義務を意味するのであれば、「検討」という言葉を用いず、最後に「自治会活動への参加・協力に努めるものとする」と記載することで、前の文章にもその趣旨が及ぶのではないか。「検討」という言葉があることで、「検討したが、やはり加入できなかった」という印象を持つ。

（笹野委員）　条例で使用する「努める」という言葉には、法制執務上、努力義務を課すという明確な意味がある。市の責務として市が提案し、議会で審議した上で努力義務を課すことには、大きな抵抗はないと考える。
　一方、市民に対して自治会への加入に努めると規定すると、事情があって加入できない人にとっては、その規定に反することへの抵抗感が生じるのではないか。加入しない自由への配慮は必要であり、「検討」という言葉は、そうした人への配慮として用

いられると感じる。
　また、活動への参加を広く捉えれば、会員になることだけでなく、イベントへの参加なども含まれる。会員になることや役員を担うことが難しくても、積極的に活動に参加する人はいる。条例上の「活動への参加」が多様な関わり方を含むことを、より明確にするとよいと思った。

（牧瀬委員長）　「努める」ではなく、「努めるものとする」という表現であれば問題ないと考える。緑区区民会議で説明を受けた際、令和６年に相模原市自治会連合会から「自治会加入促進条例の制定について」の要望があったと聞いている。加入促進の条例を求める要望であったことを踏まえると、加入促進が前面に出ていないことへの意見もあった。「検討」を加えることで、加入促進の趣旨が弱まるのではないか。
　また、「検討」という言葉がなくても、裁判上不利益になることはないと考えており、「自治会への加入に努めるものとする」で問題ないと考える。

（澤岡委員）　自治会を運営する立場からは、加入促進条例が基盤となることが重要だと感じる。一方、市民としては、強い表現が多いと抵抗感を抱く人もいるのではないか。「加入に努めるものとする」という表現は、比較的受け入れやすいと感じた。
　また、４ページの「目的」については、地域や自治会に関わる人が増えることで、よりよい地域につながるという流れを想定していた。しかし、現案は自治会の加入促進に関する内容が先に記載されているため、加入そのものが目的になっているように感じる。
　誰もが安全・安心に心豊かに暮らせる地域をつくることが目的であり、その実現に向けて自治会が重要な役割を果たすため、加入を促進するという流れがよいのではないか。加入者を増やすことは、より豊かで安全・安心な地域をつくるための手段として位置付けるべきである。
　また、自治会に加入してなくても様々な関わり方があるため、自治会側も未加入者が活動に関われる受け皿をつくる必要がある。

（笹野委員）　澤岡委員からは、これまでも加入を求めることが前面に出る条例にしない方がよいという意見があった。目的については、文章の順序を変えるだけでも印象が変わると思う。
例えば、笑顔あふれる地域コミュニティが市内に広がることを目指し、その実現に向けて自治会への加入が重要であることから、加入促進や活動への参加を促すために条例を定める、という構成にするとよいと思った。（牧瀬委員長）　本来、自治会は安全・安心なまちづくりのためにあるが、自治会関係者にとっては加入促進自体が目的となっている印象をもつ。「加入の検討」という表現については、総務法制課と調整し、「検

討」を削除できるのであれば、削除したほうがよいと考える。

（笹野委員）　資料１の７ページの「基本的な考え方」にある「認識していくこととします」という表現は、これまで認識していなかったように受け取られる。
　また、８ページの「市の責務」について、住民のライフスタイルが変化する中で、社会の在り方に応じて柔軟に施策を実施するという内容は分かりやすいと思った。一方、自治会との意見交換や意向調査などの機会を設け、その結果を施策に反映するという規定は、趣旨は理解できるものの、対象となる自治会や実施方法が分かりにくい。単位自治会との意見交換を想定しているのであれば、実施の負担も大きいのではないか。
「自治会の意見や意向を把握する機会を設ける」とすれば、様々な方法を用いることができる。自治会の意見に耳を傾け、可能な取組を検討するという趣旨が伝わる表現にするとよいと思う。

（事務局）　「認識する」という規定は、アンケート調査において、自治会の活動がよく分からないという意見があったことを踏まえたものである。地域住民や事業者に自治会への理解がある一方、地域での取組が十分に知られていない面もあるため、基本的な考え方として掲げたいと考えている。
　また、自治会が地域活動の全てを担うのではなく、多様な主体がそれぞれの特性を生かし、連携・協働して取り組むことを意図している。

（牧瀬委員長）　「市の責務」の加入促進に関する規定は、冒頭の主語として「市」を入れる必要があると思う。また、規定の趣旨は、逐条解説に詳しく記載したほうがよい。

（加藤委員）　自治会の活動を認識するという趣旨であるが、主語に「自治会」が入っているため、除いた方がよいと思う。

（大木副委員長）　主語に自治会が含まれていると、自治会自身が改めて役割を認識しなければならないように見える。これまで行ってきた活動を、無自覚に行っていたように受け取られるのではないか。
（松岡委員）　長年自治会に携わっている人は、当然のこととして役割を理解していると思うが、自治会に初めて関わる人の中には、活動を経験して初めて分かる人もいる。主語から自治会を除く方法もあるが、この文章は、様々な団体が自治会の役割を共通理解し､それぞれの目標に向けて理解を深めていく趣旨であると受け止めている。
　ただし、文章としては、主語が長く、分かりにくい印象がある。

（牧瀬委員長）　主語の冒頭から「自治会」を除くことが可能か、総務法制課にも確認していただきたい。「市」は残し、改めて認識するという形がよいと考える。

（大谷委員）　資料１の６ページの（５）の「マンション等」について、長屋住宅に関する箇所は、読点で区切る表記でよいのか。

（事務局）　新宿区の条例を参考としており、「マンション等」は共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいうものとしている。用語の使い分けについては、加藤委員にも意見を伺いたい。

（加藤委員）　一般には「長屋住宅」よりも「テラスハウス」という言葉を用いることが多い。不動産業界では、法令上の用語よりも、相手に分かりやすい言葉を使うことがある。共同住宅の後に、括弧書きで「マンション・アパート・テラスハウス等」といった具体例を示してもよいと思う。別途解説を設けるのであれば、そこで説明する方法もあると考える。

（事務局）　住宅の建築等を行う者の役割について、「その他これらに関連する事業」という表現を入れるか検討しているため、意見を伺いたい。

（加藤委員）　住宅の建築はハウスメーカーや建築業者を想像するが、販売については、新築・中古の戸建住宅の販売や戸建以外の販売など対象が多いため、例えば土地・建物を扱う事業者が、自らは対象外であると捉える可能性もあるため、「その他これらに関連する事業」を含めたほうがよいと思う。
　一方、宅地の販売段階では、住宅が建ち、転入するまでは自治会への加入対象者がいないため、その点も踏まえて整理する必要があると思う。

（事務局）　いただいた意見を踏まえて整理したい。

（笹野委員）　資料１の８ページ「市の責務」にある、「情報や課題を共有し、相互に連携する体制を整備する」という表現について、誰と連携するのかが分かりにくい。庁内の連携体制であることを明確にした方がよいと思う。
　また、負担軽減に関する「依頼の必要性、内容及び方法を検討するとともに」という表現は、これまでも検討してきたはずであるため、「十分に」を加え、従来以上に取り組む姿勢が伝わるようにするとよい。
　１２ページの「加入促進」にある「情報提供その他必要な働きかけ」について、札

幌市では具体的にどのような情報提供を行っているのか。

（事務局）　パンフレットの発行などを行っている。また、ＳＮＳの活用や好事例の共有などを通じて未加入者に働きかけ、自治会活動の見える化を進めることを検討している。

（笹野委員）　情報提供を効果的に行うことが重要である。具体的にどのような取組を想定しているのか、イメージを持つとよい。社会福祉協議会では、地区社協や区社協などの地域ごとの取組を動画で紹介し、新しい活動をＰＲしている。各地域の取組が見えるようになれば、未加入者にも関心を持ってもらえるのではないか。加入促進の規定を、どのように具体的取組につなげるのかを考えるとよい。
　また、１３ページの財政上の措置について、札幌市の規定は簡潔であるのに対し、本案では、活動の活性化や運営に係る負担軽減への支援を具体的に記載しているが、その理由を伺いたい。

（事務局）　必要な予算を確保しやすくしたいという考えから、具体的に記載したものである。予算確保を後押しする規定になると考えている。

（大木副委員長）　庁内の複数の部署からそれぞれ協力を求められることで、自治会の負担が増えている。負担軽減に向けて、庁内調整を含め、依頼内容を整理・精査する必要がある。条例制定後の運用方針も見据え、負担軽減のために実施できる取組を洗い出し、理念を実践につなげることが重要である。

（加藤委員）　条例の目的を実現するため、財政上の措置に関する規定を設けた方がよいと思う。

（牧瀬委員長）　「支援施策を継続的に実施するため」とあるが、「継続的」を「発展的」という表現にしてもよいのではないか。

（２）自治会活動の推進に係る条例の答申案について

（澤岡委員）　候補１「自分とみんなをつなぐ自治会応援条例」と候補２「つながる未来へ自分とみんなの自治会条例」を組み合わせて「つながる未来へ自分とみんなの自治会応援条例」という名称がよいと感じた。

（牧瀬委員長）「つながる未来へ自分とみんなの自治会応援条例」という案がでたが、この名称でよろしいか。

≪一同了承≫

（牧瀬委員長）　答申案の鑑文にも「応援」という言葉を盛り込んだ方がよい。また、見直し規定を設けることについても記載した方がよい。

（大木副委員長）　指針の策定についても盛り込んだ方がよい。今後の取組を少しでも明確にし、実効性を持たせることを提案したい。

（加藤委員）　「自治会の加入促進」と「自治会への加入促進」のどちらの表現とするのか確認した方がよいと思う。また、「応援」という言葉をどこに盛り込むのかも気になる。

（牧瀬委員長）　答申の作成にあたっては、本日委員の皆様から頂いた意見を踏まえ事務局と相談の上、調整を行っていくので、私に一任して頂きたい。

≪一同了承≫

３　閉会

以　上

相模原市自治会活動の推進に係る条例の制定に関する検討委員会　委員名簿

	氏　　名	現　　職	備考	出欠
1	大木　恵	相模原市自治会連合会・会長	副委員長	出席
2	大谷　春枝	相模原市ＰＴＡ連絡協議会・副会長		出席
3	加藤　修	相模不動産団体三支部連絡協議会・幹事支部長		出席
4	笹野　章央	相模原市社会福祉協議会・会長		出席
5	澤岡　詩野	東海大学健康学部健康マネジメント学科・准教授		出席
6	星　清次	相模原市公民館連絡協議会・会計		出席
7	牧瀬　稔	関東学院大学法学部地域創生学科・教授	委員長	出席
8	松岡　美智子	公募委員		出席